

## 展示物に関する解説シート

### 学校教育用れきはく動画コンテンツ「平安時代」(歴博第2展示室)

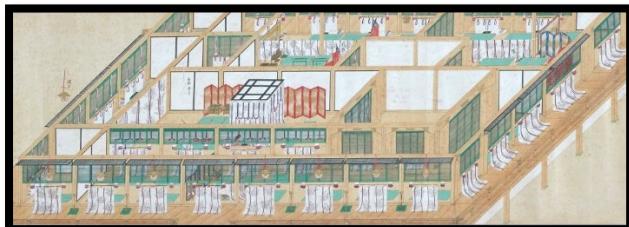
◆「類聚雜要抄」～古文書「類聚雜要抄」(①)とは、貴族階級に必要な有職(宮廷の儀礼等に関する知識)についてまとめた書であり、12世紀中頃に成立した。饗宴の際のもてなしの膳や寝殿の内部との調度などを、彩色によって詳細に描いている。平安時代末期の有職故実研究の重要な史料である。

◆「東三条殿」～「東三条殿」(②)は、「類聚雜要抄」の平面図をもとに、敷地の南半分を占めた部分を推定復元したものである。東三条殿は摂関家藤原氏が伝授してきた邸宅の一つで、平安京左京の二条南、町尻西に、南北2町・東西1町(1町は約109メートル)の広さを占め、その建物配置は「寝殿造り」と呼ばれる。寝殿造りは、造り水を配した広い庭園に南面して寝殿があり、これを囲むように東西や北に対屋を設け、釣殿が付属している。

◆「寝殿の室礼」～寝殿造りの内部「寝殿の室礼」(③)は、板敷きの広い空間で、必要に応じて、御簾や壁代・屏風・几帳・障子などで仕切り、美麗な調度を設営して用いられた。これを「しつらい」(室礼)という。中央の母屋や周囲の廊には、二階厨子や二階棚など、実用と装飾を兼ねた調度類が置かれた。当時の鋪設の様子を記録した「類聚雜要抄」によって、12世紀における貴族の生活空間が復元されている。

◆「御帳台」～天皇や貴人が寝るときに寒さや人目を防ぐために用いられた組み立て式の寝室「御帳台」(④)。昼間は御座所として用いられた。内部は地敷とよばれる畳二帖が南北に敷かれ、南・東・西の三方には几帳を置いていた。このような形式ができあがったのは平安時代からである。

◆「女房 装束」～上級公家女子の正装である「女房 装束」(⑤と⑥)。十二单は俗称で十二枚の襲ね着をしているわけではない。夏装束(⑤)は旧暦4月から9月に着用する装束で、冬装束は旧暦10月から3月に着用する装束である。



①「類聚雜要抄」の一部(出典:類聚雜要抄 卷第二)



②東三条殿



③寝殿の室礼



④御帳台



⑤女房装束 (夏装束)



⑥女房装束 (冬装束)